

浜松市上島駅周辺土地地区画整理事業計画決定取消訴訟

平成17年(行ノ)第137号

行政処分取消請求上告受理申立事件

申立人 〇〇〇〇ほか34名

相手方 浜松市ほか1名

平成17年11月29日

最高裁判所 御中

申立人ら代理人

弁護士 渡 辺 昭

同 松 浦 基 之



上告受理申立て理由書

申立人らの申立の理由は、以下の通りである。

原判決はその理由中で、静岡地方裁判所の判決の「事実及び理由」第5の1を、若干の字句の訂正を加えたほかは、殆どそのまま引用するので、上告受理の申立に当たっても、引用された静岡地方裁判所の判決の理由が東京高等裁判所においても理由とされたものとして、論述する。

以下において、「原判決」として表示するのは、全て、「原判決とその引用する静岡地方裁判所の判決の引用部分」の意味である。

目 次

第1 従来最高裁判所判決(の流れ)に違反——民事訴訟法318条1項関係

1 原判決の判断

2 昭和60年12月17日の判決の意味

(1) 原判決による引用内容 (2) 反論

3 昭和61年2月13日の判決の意味

(1) 原判決による引用内容 (2) 反論

4 平成4年11月26日の判決の意味

(1) 原判決による引用内容 (2) 反論

5 判例の流れと原判決

第2 静岡県知事の処分に関する判断について——法令解釈の誤り（民事訴訟法3

18条1項後段関係

1 原判決の判断

2 事業計画・設計の概要の内容

(1) 知事の認可の対象

(2) 設計の概要の内容

3 設計の概要に関する技術的基準

4 本件での設計の概要に関する重大な疑問

5 設計の概要に関する認可の機能の重要性

第3 浜松市の事業計画の決定及びその公告に関する判断について——土地区画整

理法52条1項前段及び行政事件訴訟法3条2項の解釈の誤り

1 事業計画の決定自体の処分性

(1) 原判決の判断 (2) 反論

2 事業計画の決定の公告の影響

(1) 原判決の判断 (2) 反論

第4 まとめ

第1 従来の最高裁判所の判決（の流れ）に違反—民事訴訟法318条1項関係  
原判決には、民事訴訟法318条1項に規定する「最高裁判所の判例（の流れ）と相反する判断」がある。以下、その理由を述べる。

## 1 原判決の判断

原判決は、申立人らが援用した、最高裁の、

- ① 土地区画整理組合設立認可の処分性を認めた昭和60年12月17日の判決、
- ② 土地改良事業の事業計画と同一の性質を有する同事業施行の認可に処分性を認めた昭和61年2月13日判決、
- ③ 第2種市街地再開発事業の事業計画決定に処分性を認めた平成4年11月26日判決

との対比においても、土地区画整理事業において、事業計画の決定またはその公告が処分性を有するとの判断には至らない、という。

しかし、これらの最高裁判決は、本件での事業計画の決定に処分性を認める上で、障害にはならず、却って根拠になるものである。以下、個別に検討する。

## 2 昭和60年12月17日判決の意味

### (1) 原判決による引用内容

この最高裁判決は、土地区画整理組合の設立の認可に処分性を認めた。本件  
の原判決は、最高裁判決が組合の設立の認可に処分性を認めた理由として、設  
立の認可は、単に事業計画を確定させるだけではなく、施行地区内の宅地につ  
いて所有権または借地権を有する者を全て強制的にその組合員とする公法上の  
法人である土地区画整理組合を設立させ、これに土地区画整理事業を施行する  
権限を付与する効力を有するものであること、強制的に組合員とされた者には、  
権利として、総会招集の請求権、総会や部会における議決権、組合役員及び総  
代の選挙権、被選挙権などが与えられ、義務として、賦課金の納付という明確  
な義務が課されることを理由として、組合設立の認可に処分性を認めたもので

ある、という。

その上で、原判決は、本件土地区画整理事業の事業計画の決定または公告は、土地区画整理法76条に基づく制約のような「付随的」な制約を課することはあっても、組合設立の認可が与えるような権利の付与ないし義務の賦課は認められないから、①の最高裁判決と本件とは、事案が異なるという。

## (2) 反論

しかし、施行者に具体的な事業施行の権限を与えるという点では、組合設立の認可と公共団体施行の事業計画の決定ないし公告と何ら変わりはない。組合施行の場合は、公法上の法人が新たに設立されるのであるが、公共団体施行の場合も、既に存在する公共団体に新たに土地区画整理事業の施行権限を与えるのであって、特定の土地区画整理事業の施行の権限を与えるという点では異なることはない。

また、地区内の権利者の権利面について見ると、組合施行の場合は、原判決が指摘する各種の権利付与の側面があるものの、これらは事業の進行に一定の限度で参加出来る地位を保障するものである。本件のような公共団体施行の場合は、地区内の権利者は全て、この種の事業の進行に参加する権利も与えられないまま、強制的に事業に組み入れられる。この意味では、組合員より遙かに弱い立場におかれている。事業計画や換地計画に意見書を提出することが出来る地位は、事業の進行に参加出来る組合員の地位と比較しても、極めて弱い。組合施行の場合の賦課金の支払義務といっても、賦課金は全ての組合施行の事業に必然のものではない。また、事業費は、公共団体施行の場合は公共施設の整備改善にやや重点がかかるため、これに応じた公共団体の事業費等があり得るが、地区内の宅地の利用増進の面で見れば、事業による宅地の価値の上昇に対応する減歩や、さらには保留地処分金でかなりの部分が賄われる点は同じである。いずれにしろ、地区内の権利者は必ず減歩（減歩が少なければそれに応じた清算金）を負担する。

何よりも、土地区画整理事業の出発という点では、組合設立の認可と、公共団体施行の場合の事業計画の決定とは、同じである。法76条の効果が発生する時期は、組合施行の場合は組合設立の認可の公告、公共団体施行の場合は事業計画の決定の公告、である。施行者が権限をもって事業を開始する時期に、76条などによる制約という効果を同じく付与している。これを一方（組合）については事業の開始に連なる行為（組合成立の認可）に処分性を認め、他方（公共団体）についてはやはり事業の開始に連なる行為（事業計画の決定）に処分性を認めないのは、法が予定した事業の開始に、施行者の差異による効果の差異を設けることに他ならず、不整合を免れない。

このように考えると、昭和60年の最高裁判決は、土地区画整理事業の開始となる各施行者が事業を開始する行為（施行者別に、法76条1項各号に列挙）に処分性を認めた初めての最高裁判決と解するのが妥当である。特に、この判決の一審、2審の判決は、昭和41年の青写真判決を忠実に維持して判断しているが、本件最高裁判決は、それを覆して、この判決に至っているのであることを強調しておきたい。

### 3 昭和61年2月13日の判決の意味

#### (1) 原判決による引用内容

この最高裁判決は、土地改良事業の施行の認可に処分性を認めた。原判決は、最高裁が処分性を認めた理由としては、土地改良法87条6項、7及び10項に、土地改良事業の事業計画決定に対する異議申立てと取消の訴えに関する規定が設けられ、同法自身が争訟性を付与していることが決め手になっているという。

然し、その理解は正確ではない。

#### (2) 反論

土地改良法87条6項は、「第1項の土地改良事業計画についての異議申立て

に関する行政不服審査法第45条の期間は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内とする。」と規定している。これは、異議申立てができることを前提として、その不服申立て期間に関する行政不服審査法の規定（行政不服審査法45条）の特例を定めたものである。この規定によって初めて異議申立てができることとなったわけではない。

また、土地改良法87条7項は、「前項の規定による異議申立てを受けたときは、農林水産大臣または都道府県知事は、（中略）第8条2項に掲げる技術者の意見を聞いて、第5項に規定する縦覧期間満了後60日以内にこれを決定しなければならない」と定めている。これも、異議申立てを受けた側の審理について、行政不服審査法の特例を定めたものである。決定までの期間を早める規定を置いた。この規定によって初めて異議申立てができることとなったわけではない。

更に、土地改良法87条10項は、「第1項の土地改良計画に不服がある者は、第7項の規定による決定に対してのみ、取消の訴えを提起することができる。」と規定している。これも行政事件訴訟法が一般概括主義及び原処分主義をとっていることの特例を定めたものである。これによって初めて取消しの訴えができるようになったわけではない。

以上のように、土地改良法の規定が上述のような規定をおいていることは、これらの規定によって初めて異議申立てや訴えの提起が認められたこと、換言すれば、これらの規定によって、土地改良事業の施行の認可に処分性が初めて与えられたこと、を意味するのではない。原判決がこれを「同法自身が争訟性を付与した」と解釈するのは正確ではない。いずれも、事業計画について争訟性を前提として認めた上で、行政不服審査法や行政事件訴訟法の規定の特例を定めたのである。その意味では、これらの規定はむしろ、土地改良法の規定を待つまでもなく、土地改良事業の施行の認可に処分性を認めていることの根拠となるものである。

#### 4 平成4年11月26日判決の意味

##### (1) 原判決による引用内容

平成4年11月26日の最高裁判決は、第2種市街地再開発事業の事業計画決定の処分性を認めたものである。その理由として、第2種市街地再開発事業の事業計画の決定の公告には、土地収用法上の事業認定の告示としての効果が伴う（都市再開発法6条1項、都市計画法70条1項、同法59条各項）ことを重視する。

（原判決の26頁の③の4行目、「同法26条4項」の同法とあるのは、都市再開発法か、都市計画法か、土地収用法か、不明確。最高裁判決の引用部分であるので、該当部分（民集46巻8号2660頁）をそのまま引用したと思われる）

原判決は、この点を重視して、土地区画整理法上では、都市計画法上の土地収用に関する規定が適用除外とされているのと大きく異なるという。すなわち、本件最高裁判決の場合には、宅地所有者等は、契約または収用により宅地を取得される地位に立つのみならず、30日以内に法に定める選択を余儀なくされるのに対し、土地区画整理法の場合は、建築制限などのほか、仮換地指定までは事業によって自らにどのような影響があるか分からない面があるという。

然し、この判断も、正確ではない。

##### (2) 反論

土地収用法上の事業認定があった場合には、宅地所有者等は契約または収用によって宅地所有権等を取得される立場に立つ。土地区画整理法上の事業計画の決定があった場合にも、宅地所有者等は、仮換地指定によって従前地に対応する仮換地を指定されて、自己の権利状態に重要な変化が生じることとなる立場に立つ。

注目すべきは、この最高裁判決は、第2種再開発事業の事業計画の決定に処

分性を認めた理由として、市町村が収用権限を取得する点と、地区内の土地所有者等が収用されるべき地位に立たされる点を挙げていることである。土地区画整理事業の事業計画の決定は、施行者に施行権限を取得せしめる上、地区内の土地所有権などの権利を有する者に対し、仮換地指定などによって土地の位置形状などの変化が生じせしめることとなる。この点は土地収用法上の事業認定と、土地区画整理法上の事業計画の決定と、異なることはない。

土地収用法上の事業認定は土地収用法上の事業の開始であり、土地区画整理法上の事業計画の決定も事業の開始である。土地収用法上の事業認定が処分性を有するかは、肯定方向であったが、「本判決は、土地収用法上の事業認定の処分性を認めた初めての最高裁判決ということもできる」との評価もなされている（最高裁判例解説 498 頁）。

同じように、土地区画整理法上の事業の開始にも、処分性を認めるべきである。

## 5 判決の流れと原判決

昭和 41 年以後の最高裁判決を見ると、昭和 60 年 12 月 17 日の判決では土地区画整理組合の設立認可について処分性を認め、昭和 61 年 2 月 13 日の判決では土地改良事業の施行の認可について処分性を認め、平成 4 年 11 月 26 日の判決では第 2 種市街地再開発事業の事業計画の決定について処分性を認めている。公共的事業の開始に、処分性を認めている点は共通している。

このことは、公共的事業の開始が、事業の対象たる土地内の権利者に権利関係の変動を与える処分が為されることが必至であることに着眼して、公共的事業の開始に処分性を認めることとなったとも評価することが出来る。

また、処分概念がこの 40 年の間に徐々に緩やかになってきているとも言える。従来、抗告訴訟の対象となる行政処分とは、「公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又は



その範囲を確定することが法律上認められているものをいう」とされている。上述のように、公共的事業の開始、(名宛人は国民個人ではないし、開始自体で即・直ちには権利関係の変動をもたらさない。しかし必至である)に抗告訴訟の対象としての処分性が認められつつあるということは、行政処分の概念のうち、「直接」の点が、少なくとも時間的な面では、緩和されつつある、と言えよう。

平成4年11月26日の最高裁判決の解説では、「本判決の立場からすれば、第二種市街地再開発事業と同様に土地収用手続きが適用されるものとされている都市計画事業の認可についても、おそらく、その処分性を肯定する結論が導かれうるのではないかと思われる。」とも、既に予測されている(最高裁判例解説499頁)。

これらの変化の間、平成4年10月6日の判決は、昭和41年2月23日の最高裁判決と同じく、公共団体施行の事業計画の決定について処分性を認めなかった。理由の記載も、「原審の判断は、正当として是認することが出来、原判決に所論の違法はない」等というのみで、何故そうなのか、判決は触れていない。園部裁判官は補充意見で、「事業計画の段階で訴えの提起を認めることは妥当ではなく、また、その必要もないという立論については、なぜそうなのか、右大法廷判決からは、その理由付けを明確に読みとることは困難である」と指摘される。最高裁判所の判例全体が公共事業の開始が確定した行為について処分性を認めつつあるのに対し、取り残された感すら否めないのである。

原判決は、最高裁判所の判決(の明確な傾向ないし潮流)に適合しない。取り消されるべきである。

(なお、本件の問題点に関しては、原審の準備書面で、各問題点について論じているので、参照頂ければ幸いである。)

## 第2 静岡県知事の処分に関する判断について——法令解釈の誤り（民事訴訟法318条1項後段関係）

原判決には土地区画整理法52条1項後段及び行政事件訴訟法3条2項の解釈の誤りがある。以下、その理由を述べる。

### 1 原判決の判断

原判決は、土地区画整理事業の進行の概要と、その中における事業計画の定立の経過を点検した後、事業計画の中の設計の概要に関する知事の認可について、市町村による事業計画決定の前段階であり、設計の概要は事業の設計上の基礎的事項を一般的抽象的に定めるもので、設計の概要の認可は行政機関相互間の行為であって、外部に対する効力を有するものではなく、認可があっても事業計画の決定やその公告がない段階では、地区内の宅地建物所有者等の権利または法律上の利益に何らの変動を及ぼすものではない、認可に対して法が特に争訟性を与えているという事情もない、等の理由で、設計の概要の認可に対する取消請求を却下した。

この点については、公共団体施行の場合の事業計画の設計の概要の認可に関しては、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない旨の判例があり（最高裁平成元年2月16日判決、訟務月報35-6-1092）、これを踏襲するものである。

しかし、原判決は、知事の認可が施行地区内の権利者に与える影響を適切に評価しなかったもので、土地区画整理法52条1項後段の解釈の誤りがある。原判決は取り消されるべきである。以下、順次点検する。

## 2 事業計画・設計の概要の内容

### (1) 知事の認可の対象

土地区画整理法52条1項によれば、市町村は、土地区画整理事業を施行しようとする場合は、施行規程及び事業計画を定めなければならない、事業計画において定める設計の概要について、都道府県知事の認可を受けなければ

ならない。

知事の認可の対象は、施行者が個人である場合は「事業の施行」（法4条1項）、施行者が土地区画整理組合である場合は「組合設立」（法14条1項前段）であるのに対して、施行者が市町村である場合は、事業計画の中の「設計の概要」である。施行者が個人や組合の場合は、知事の審査が実質的に事業全体に及ぶのに対して、施行者が市町村の場合は、知事の審査は事業計画の中の設計の概要に止まる。その理由は、市町村には一定の基本的な施行能力があることを前提とし、ただ都市計画などの総合的な観点から、設計の概要に関して上位の首長の審査を要求するのである。

施行者が個人の場合の「事業の施行の認可」、施行者が組合の場合の「組合設立の認可」は、いずれも事業の出発である。同様に、施行者が市町村の場合の設計の概要の知事の認可も、事業の出発である。この点については、施行者が誰であろうと変わりはない。

ただ、市町村が施行者である場合は、設計の概要に関する知事の認可のほか、市町村の事業計画と施行規程の決定が必要であるが、設計の概要についての知事の認可を得ながら事業計画の決定をしない場合というのは考えられない。その意味では、設計の概要に関する知事の認可は市町村の事業計画の決定の条件であって、両者は、事業の開始を構成するものとして、分離は困難である。

## （2）設計の概要の内容

事業計画は、国土交通省令の定めるところにより、施行地区、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない（法54条、6条）。設計の概要は、事業計画の一部である。

設計の概要は、設計説明書及び設計図を作成して定めることとされている。設計説明書には、事業の目的、施行地区内の土地の現況、事業施行後における地区内の宅地の地積の合計の施行前におけるそれに対する割合、保留地の

予定地積、公共施設の整備改善の方針などを記載する。設計図は縮尺1200分の1以上で、事業施行後における施行地区内の公共施設並びに鉄道、軌道、官公署、学校、及び墓地の用に供する宅地の位置及び形状を、土地区画整理事業の施行により新設し、または変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものであることが要求されている（法施行規則6条）。

### 3 設計の概要に関する技術的基準

設計の概要に関しては、技術的基準が定められている（法施行規則9条）。その内容は、施行地区または施行地区を含む一定の地域について近隣住区（小学校を中心とする人口1人当たり30平方メートルから100平方メートルまでの地積を基準とし、人口約1万を収容することができることとされる地区をいう）を想定し、その住区に居住することとなる者の生活の利便を促進するように考慮して定めるべきこと、幹線道路と幹線道路以外の道路との交叉が少なくなるように考慮して定めるべきこと、区画道路（幹線道路以外の道路をいい、裏口通路を除く）の幅員は、原則として、住宅地にあつては6メートル以上、商業地または工業地にあつては8メートル以上としなければならないこと、住宅地においては道路を出来る限り通過交通の用に供され難いように配慮すべきこと、道路（裏口通路を除く）が交叉し、または屈曲する場合においては、その交叉または屈曲する部分の街角について適当なすみきりをしなければならないこと、公園の面積の合計が、原則として、施行地区内に居住することとなる人口について1人当たり3平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の3%以上となるように定めなければならないこと、施行地区内の宅地が建築物を建築するのに適当な宅地となるよう必要な排水施設の整備改善を考慮して定めるべきこと、施行地区及びその周辺の地域における環境を保全するため、土地区画整理事業の目的並びに施行地区の規模、形状及び周辺の状況並びに施行

地区内の土地の地形及び地盤の性質を勘案して、施行地区における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めるべきこと、が求められている。

このように、設計の技術的基準によれば、施行地区内の道路、公園などの公共施設や、鉄道、軌道、官公署、学校、墓地などの配置は、設計の段階で定められる。また、様々な配慮が微細な点まで、設計段階で要求される。この前提の中で、施行地区内の各区画の内部における仮換地や換地の配分が行われることとなる。

これらを総合してみると、設計の概要に関する知事の審査は、公共設備の整備改善と宅地の利用増進という、土地区画整理の目的に適合しているか否かを判断し、その結果によって認可を与えるか否かを決めることとなる。

#### 4 本件での設計の概要に関する重大な疑問

本件の事業計画には、この技術的基準に対比し、また区画整理事業の基本的な目的に照らして、設計内容に様々な重要な疑問が生じた。法令に照らしても、問題点が多い（その内容は、申立人らが原告となって提起した訴訟の訴状に詳細に述べた所である）。設計の概要に関する知事の審査は、これらの法令に照らして、適切になされたとは言い難いのである。知事は設計の概要を認可すべきではなかった。

#### 5 設計の概要に関する認可の機能の重要性

設計の概要についての知事の認可があると、施行者は、直ちに事業計画を決定して公告する（法55条9項）。そのための認可申請であるからである。これは手続きの必然であり、設計の概要について認可を得たにもかかわらず、事業計画の決定をしないことは、あり得ない。

本件においても、設計の概要に関する平成15年11月17日の静岡県知事の認

可を受けて、同月 25 日には、浜松市は事業計画の決定をしている。

原判決は、設計の概要について知事の認可がなされたとしても、それは一連の手続きの中の一部であること、その効果は直ちに地区内の権利者の地位の変動をもたらさないことを、主たる理由として、取消の対象とはならないと判断している。然し、認可は直ちに事業計画の決定に直結することを考慮すると、行為の主体が異なり、行為の時期が若干は違うとしても、事業計画の決定と同じに扱われなければならない。

原判決は、土地区画整理法上の設計の概要に対する知事の認可の機能の評価を誤った。原判決は、取り消されるべきである。

### 第 3 浜松市の事業計画の決定及びその公告に関する判断について——土地区画整理法 5 2 条 1 項前段及び行政事件訴訟法 3 条 2 項の解釈の誤り（民事訴訟法 3 1 8 条 1 項）

#### 1 事業計画の決定自体の処分性

##### (1) 原判決の判断

原判決は、事業計画が個人の権利に与える影響について、事業計画の内容を点検したうえで、土地区画整理事業の基礎的事項について一般的抽象的に決定するものであるから、特定個人に向けられた具体的処分とは趣を異にし、事業計画自体では、その遂行によって利害関係者の権利にどのような変動を及ぼすかは必ずしも具体的に確定するものではなく、いわば当該土地区画整理事業の青写真としての性質を有するにすぎない、よって、事業計画の決定自体は公告の前も後でも、処分性はないと解すべきである、という。

その論拠は、最高裁の昭和 4 1 年のいわゆる青写真判決である。

然し、その判断内容は、土地区画整理法 5 2 条 1 項前段及び行政事件訴訟法 3 条 2 項の解釈を誤ったものである。以下、その理由を述べる。

##### (2) 反論

事業計画は、設計を含んでおり、その技術的基準の内容は、前述の通り、極めて具体的かつ詳細である。公共施設の内容・位置は特定され、関連する施設も同様である。事業の終了後に宅地となる部分の範囲は決まり、この範囲の中で、かつ保留地は控除した中で、各権利者は、自分の従前地に対する仮換地及び換地を指定されることとなる。事業計画で決定される減歩率や保留地の予定地積を考えると、自分の指定されるであろう仮換地及び換地の位置や面積はおおよその見当がつく。仮換地指定自身は、時期的にはまだであるが、その枠組みは事業計画の段階で決定されてしまう。仮換地指定や換地処分の前に、施行地区内の各権利者が将来有することとなるであろう土地の枠組みは、決定されるのである。

このように、事業計画は、特定の個人に対する具体的な処分ではないが、施行地区内の各権利者にとっては、自己の法律的な地位に関して重大な影響を与える処分である。原判決は、この点を看過している。仮換地指定を待って、その段階で事業計画の適法性を問題にするのではなく、事業計画自身の適法性を、事業計画の決定の段階で争うことでなければ、救済としては、十分ではない。

## 2 事業計画の決定の公告の影響

### (1) 原判決の判断

原判決は、事業計画の性質は、公告がなされた後においても変わらないとして、事業計画決定の公告の後の、土地の形質の変更、建物などの新築の制限、借地権者の申告などの制約は、事業の円滑な遂行に対する障害を除去するために法が特に付与した付随的効果に止まるものであって、事業計画の決定ないし公告そのものの効果として発生する権利制限とは言えない、という。

### (2) 反論

しかし、法が定める効果が「付随的」か否かは、それをもたらす原因ないし契機となった処分を争わせるか否かの問題にとって決定的な要素とは言えない。

「付随的なもの」と「付随的でないもの」との差異は明確ではない。

原判決は、事業計画の決定は、公告された段階でも、直接特定の個人に対する具体的な処分ではなく、権利者に対して具体的な変動を与える行政処分ではない（から、この段階で争うことは出来ない）という。しかし、事業計画の決定は、施行地区内の権利者にとっては、建築制限等の制約を受けた上、仮換地指定及び換地処分の相手方となる地位に立たされることを意味する。権利者が仮換地指定または換地処分を受けることは必至である。

この点は、土地収用法上の事業認定が、（任意の買収の契約に応じない場合は）収用が必至であるのと異ならない。土地収用法上の事業認定は、事業の開始であるが、処分性は広く認められている（参照。判例概説・土地収用法 146-147頁）。まだ特定個人の権利に影響を与える処分ではないが、争うことが出来ると解されている。そのほか、事業の開始に伴う効果、すなわち、地区内の権利社に与える効果が必至である点をとらえて事業の開始に当たる行為に処分性を認める判例が相次いでいる。

#### 第4 まとめ

以上のように、原判決には、最高裁判所の判例（の流れ）に適合せず、各種の法令の解釈の誤りがある。原判決は取り消されるべきである。